| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 6 | 岩瀬薫 | 芸者 | 500 | 500 |
| 7 | 菊次郎 | 山中 | 500 | 500 |
| 8 | 宮寺陽一郎 | 田中顯助 | 500 | 500 |
| 9 | 佐藤てる美 | 芸者 | 500 | 500 |
| 10 | 砂塚秀夫 | 瓦版売り | 1,000 | 1,000 |
| 11 | 三野愛子 | 忠次の女房 | 500 | 500 |
| 12 | 小野寺幸世 | 女中 | 2,500 | 2,500 |
| 13 | 松井千佳 | 芸者 | 500 | 500 |
| 14 | 松崎亜子 | 舞妓 | 500 | 500 |
| 15 | 石井浩司 | 大久保彦之進 | 1,500 | 1,500 |
| 16 | 川名康浩 | 島津茂久／忠義 | 3,000 | 3,000 |
| 17 | 前橋吟城 | 薩摩琵琶の男 | 1,000 | 1,000 |
| 18 | 大石千暁 | 女中 | 500 | 500 |
| 19 | 長澤佑樹 | 彦熊 | 500 | 500 |
| 20 | 田代哲 | 浪士 | 500 | 500 |
| 21 | 田中章仁 | 書生 | 500 | 500 |
| 22 | 田中佑二 | 浪士 | 500 | 500 |
| 23 | 板倉佳司 | 徳川慶恕 | 500 | 500 |
| 24 | 比嘉尊 | 三熊 | 1,000 | 1,000 |
| 25 | 矢沢美紀 | すま | 2,500 | 2,500 |
| | | 計 | 23,000 | 23,000 |

**○文化庁告示第四十七号**

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十九年十二月七日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成三十年五月二十四日

文化庁長官　宮田　亮平

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　「青い花」掲載の挿絵　三枝順　五八、三二〇円

二　利用者の住所及び氏名　東京都千代田区一ツ橋二丁目三番一号　株式会社小学館（代表取締役社長　相賀昌宏）

三　利用方法　書籍の表紙へ掲載し、定価一、四〇〇円（税抜き）で八、〇〇〇部複製して公衆に譲渡する。

**○文化庁告示第四十八号**

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十九年十二月七日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成三十年五月二十四日

文化庁長官　宮田　亮平

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　『ＡＮＮＥ　ＣＡＲＲＯＬＬ　ＭＯＯＲＥ　Ａ　Ｂｉｏｇｒａｐｈｙ』　ＦＲＮＣＥＳ　ＣＬＡＲＫＥ　ＳＡＹＥＲＳ　五四、〇〇〇円

二　利用者の住所及び氏名　大阪府松原市天美東五丁目四番三十三　藤野寛之

三　利用方法　翻訳して書籍において一〇〇部複製し、本体価格一〇、〇〇〇円又は無償で公衆に譲渡する。

**○文化庁告示第四十九号**

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十九年十二月七日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成三十年五月二十四日

文化庁長官　宮田　亮平

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　「日本よいとこ無鉄砲旅行」　若松千洋　男　一二、九六〇円

二　利用者の住所及び氏名　東京都中央区築地四丁目一番一号　松竹株式会社（代表取締役社長　迫本淳一）

三　利用方法　映画の著作物において複製した上で、衛星劇場に販売し、ＣＳ放送させる。

**○文化庁告示第五十号**

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十九年十二月七日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成三十年五月二十四日

文化庁長官　宮田　亮平

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　『国産振興東京博覧会出品大観』　西島染之助　七、八八四円

二　利用者の住所及び氏名　山梨県甲府市湯田二丁目十三番一号　株式会社テレビ山梨（代表取締役　金丸康信）

三　利用方法　撮影し、放送番組内で地上波放送する。

**○文化庁告示第五十一号**

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第六十七条第一項に基づき、著作権者不明の著作物の利用について平成二十九年十二月七日左記のとおり裁定を行うとともに、その補償金の額を決定したので、同法第七十条第六項に基づき告示する。

平成三十年五月二十四日

文化庁長官　宮田　亮平

記

一　著作物の題号、著作者の氏名及び著作物の補償金の額　別表参照　別表参照

二　利用者の住所及び氏名　東京都新宿区横寺町五五　株式会社旺文社（代表取締役社長　生駒大壱）

三　利用方法　出版用教材において、複製又は複製及び翻訳し、公衆に譲渡する。

四　補償金の総額　二七、四三六円